

議案第 13 号

平成 29 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 29 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成29年度橋本市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,758,410,471	369,511,533	3,989,554,253
議会の議決による処分額	630,469,151	0	△ 630,469,151
減債積立金への積立	0	0	0
利益積立金への積立	0	0	0
建設改良積立金への積立	0	0	0
自己資本金への組入れ	630,469,151	0	△ 630,469,151
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	12,388,879,622	369,511,533	(繰越利益剰余金) 3,359,085,102

(注) この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(備考)

平成29年度決算で未処分利益剰余金が3,989,554,253円となったため、財源の裏付けがない630,469,151円を自己資本金へ処分します。